

低入札価格調査制度について（概要）

1. 低入札価格調査制度

この制度は、工事の請負契約及び委託業務契約において、品質確保や不良・不適格業者の排除を目的に、「最低制限価格」ではなく「調査基準価格」を設定して、調査基準価格を下回った入札があった場合には、失格とせず、その事業者に対してその入札金額で当該契約の適正な履行が可能かどうかを調査・審査し、落札者を決定する制度である。

2. 調査基準価格

調査基準価格の算出方法については、最低制限価格と同様の方法による。

3. 対象工事

本市における低入札価格調査制度の対象工事については以下のとおり

○制限付き一般競争入札（標準型）

特殊な工法や技術を必要とする建設工事であり、次のいずれかに該当するもの

- (1) 予定価格が2億円以上の土木一式工事
- (2) 予定価格が4億円以上の建築一式工事
- (3) 予定価格が1億5千万円以上の建設工事

（土木一式工事及び建築一式工事を除く）

4. 年間発注数

平成28年 4件

平成29年 2件

平成30年 8件（12月現在）